

処遇改善加算の概要及び 取得促進事業について

和歌山県介護サービス指導課

- (1) 処遇改善加算とは
- (2) 処遇改善加算取得促進事業について

(1) 処遇改善加算とは

処遇改善加算の概要

1. 経緯

介護職員の処遇改善を目的に、平成24年度の介護報酬改定において「介護職員処遇改善加算」が創設された。（交付金は平成21年度から）

2. 対象職員

介護職員への配分を基本とするが、介護サービス事業者等の判断により介護職員以外の職種への配分が可能。

（ただし、一部の職員や、一部の事業所のみに集中させないこと。）

3. 加算の種類

介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの計4種類あり

※令和6年度介護報酬改定によって、令和6年6月から、旧3加算（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算）を一本化

処遇改善加算一本化の内容

処遇改善加算の一本化及び加算率の引上げ（令和6年6月～）

■ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。

■ 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

※ 一本化後の加算については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。

※ 令和6年度末までの経過措置期間を設け、加算率並びに月額賃金改善要件及び職場環境等要件に関する激変緩和措置を講じる。

加算率（※）	既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字		対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【24.5%】	新加算 （介護職員等処遇改善加算）	I 新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）	a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ） 【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】		II 新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ←ダブルポイントの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ） 【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】		III 新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】		IV ・ 新加算（Ⅳ）の1/2（7.2%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ） 【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。職種間配分の柔軟化については令和6年4月から現行の介護職員処遇改善加算及び介護職員等処遇改善加算に適用。なお、経過措置区分として、令和6年度末まで介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設け、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする。

介護職員等処遇改善加算の取得要件

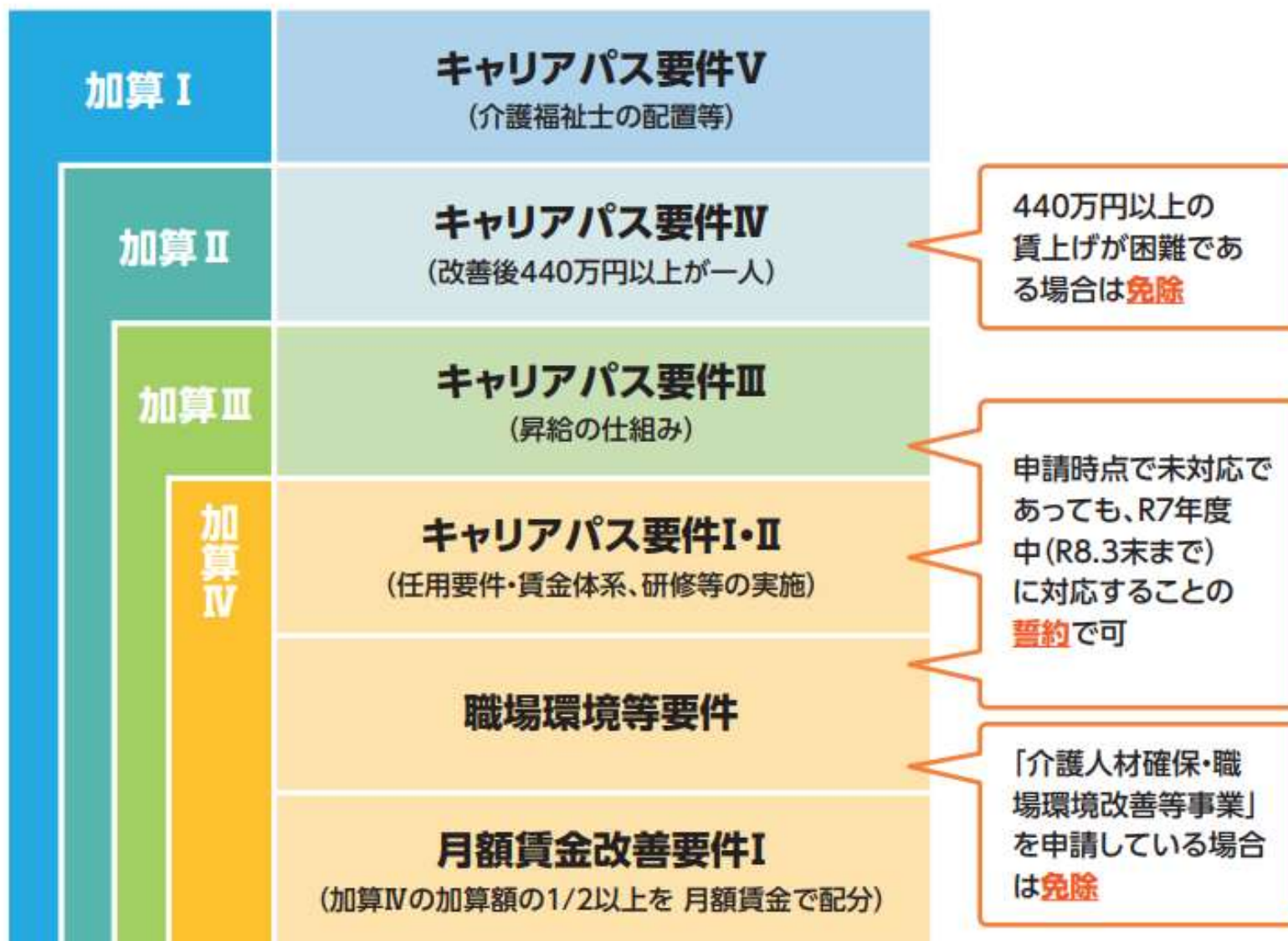
各加算には以下の要件があり、それに応じて取得できる加算が異なる。

要件に応じてより上位の加算に (注) 加算率は訪問介護の例を記載。				
	加算Ⅳ 14.5%	加算Ⅲ 18.2%	加算Ⅱ 22.4%	加算Ⅰ 24.5%
共通	・ 加算Ⅳ相当額の2分の1(=7.2%)以上を月額賃金で配分 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等			
職場環境の改善※1	○	○	◎	◎
昇給の仕組み※2		○	○	○
改善後賃金 年額440万円※3			○	○
経験・技能のある 介護職員※4				○
介護職員等処遇改善加算は、事業所内で柔軟に配分することが可能。				

- ※1 28項目から選択。○：7項目以上を実施。◎：13項目以上を実施し、かつ、取組みの見える化を実施。
- ※2 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備。
- ※3 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上。
- ※4 経験・技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置。訪問介護の場合、介護福祉士30%以上等。

令和7年度の取得要件の弾力化について

令和7年度における取得要件については以下のとおり緩和されている



(2) 処遇改善加算取得促進事業について

処遇改善加算取得促進事業について

1. 概要

介護職員等の賃金改善を促進するため、**介護職員等処遇改善加算の取得促進を目的に、**社会保険労務士による**巡回相談(無料)**を実施。

2. 対象事業所

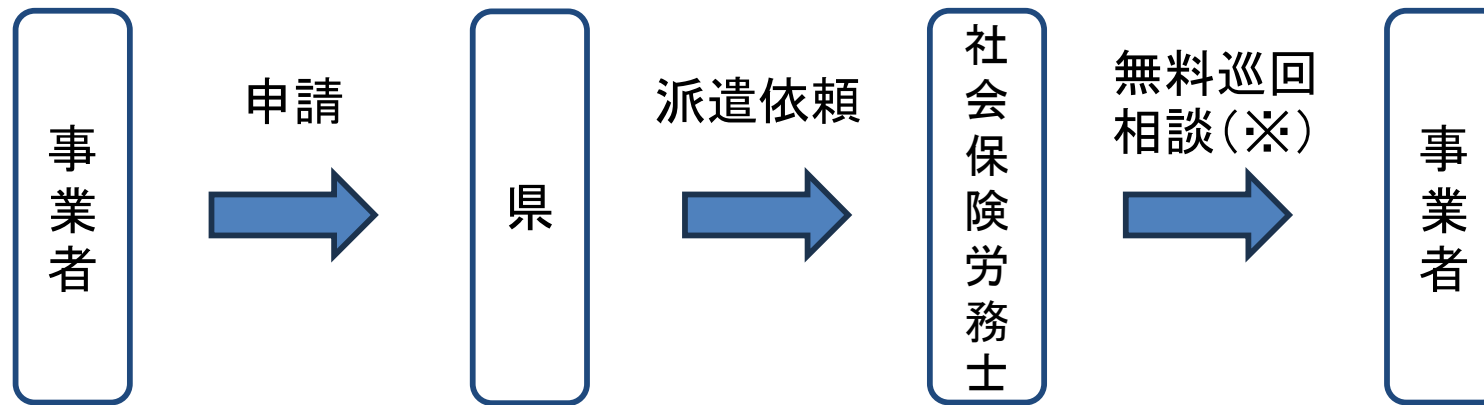
介護職員等処遇改善加算の**新規取得**または**上位区分の取得**を目指す事業所

3. 相談内容

- 加算の条件を満たすための就業規則の作成・変更
- 加算の条件である職員の研修や資格取得支援のための規程づくり
- 加算の条件である職場環境等の改善のための規程づくり 等



事業内容について



- ※ 処遇改善加算の取得要件に関する、労働・社会保険の専門家を派遣し、加算取得に向けた相談を行います。
- ※ 1事業所あたり2回程度を想定(2時間以内／回)。
- ※ 事前に社会保険労務士から日程調整を実施します。

令和6年度の相談実績について

相談事業所：23事業所

令和6年度に相談を実施した23事業所の内、
相談前の加算未取得事業所は13事業所



相談後の令和7年4月時点において、
その内8事業所が新たに処遇改善加算を取得
(既取得事業所においても相談後に上位加算を取得)

令和7年度の実施状況について

○令和7年7月から募集を開始しており、8月から順次巡回相談を実施。

○今年度の申し込み状況について、まだ空きがありますので、相談を希望される事業所においては、下記URLからお申し込みください。

申込URL: <https://logoform.jp/form/WEVN/1151785>